

2016年2月1日

新設分割に係る事後開示書面

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役 田中 達也

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社
代表取締役 高田 克美

富士通株式会社（以下、「分割会社」という。）は、2015年12月24日付で作成した分割計画書に基づき、2016年2月1日をもって、富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社（以下、「新設会社」という。）を設立し、分割会社の携帯端末事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。本件新設分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割が効力を生じた日

2016年2月1日

2. 分割会社における法定手続の経過

（1）会社法第805条の2の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、当社の株主は新設分割をやめることの請求はできません。

（2）会社法第806条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、会社法第806条の規定による手続は行っておりません。

（3）会社法第808条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないことから、会社法第808条の規定による手続は行っておりません。

（4）会社法第810条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第810条の規定に従い、2015年12月25日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 本件分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、効力発生日である2016年2月1日をもって、分割会社から新設分割計画書に記載された本件事業に属する資産、負債、契約上の地位及びその他の権利義務を同計画書に従い承継いたしました。

なお、2016年2月1日現在、新設会社が本件分割によって分割会社から承継した資産の額は、10,891百万円であり、承継した負債の額は、4,525百万円であります。

4. その他新設分割に関する重要な事項

(1) 新設分割に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

新設会社は、本件分割に際し、普通株式 8,000 株を発行しその全てを分割会社に対し割当てました。

(2) 新設会社の資本金及び準備金に関する事項

本件分割の結果、新設会社の資本金は 400 百万円となり、資本準備金は 5,966 百万円となりました。

(3) 新設会社の設立時取締役等に関する事項

本件分割に際し、新設分割計画書第 5 条に基づき高田 克美、齋藤 邦彰及び五十嵐一浩の 3 氏が新設会社の取締役に、新設分割計画書第 6 条に基づき河村 知行氏が新設会社の監査役にそれぞれ就任いたしました。

以 上